

私は大阪維新の会大阪市議員団を代表致しまして、議員提出議案第35号、大阪市議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案の提案趣旨について、提案者を代表してご説明申し上げます。

平成26年度の通常収支の状況を見ても、収支不足が発生し、その穴埋めとして大阪市が保有する土地の売却や財政調整基金を取り崩しております。また今後5年間で約1300億円近くの収支不足が予想されており、本市は非常に厳しい財政状況の下にあります。

そういった状況のため、市民の皆様には、市政改革などの多くの改革案件にご理解とご協力を賜っており、本市の職員に対しても、職員数や給与の削減を求めてきた経緯もあり、市長とともに指導的立場にある我々市議員も自ら身を切る改革を実現出来なければ、市民感情としては受け入れられないのではないのでしょうか？

公選職が自ら市民の皆様には改革姿勢を示すことが、大阪再生の第一歩になると確信しております。

現在でも、議員の報酬が本則で5%、特例で20%の報酬カットをしている状況ではありますが、特例はあくまでも期間が定められており、今年の5月に国会議員の歳費が期限切れで、自動的に歳費の支給額が月額25万円もあがった話は記憶に新しいと思います。

そこで、我が会派は、抜本的な議員報酬の改革として、期限付きの特例の改正ではなく、あくまでも本則の改正をすべきと考え、本則による報酬の3割削減こそが真の誠意ある改革として、このたび提案することと致しました。

具体的内容に関しましては、議長につきましては882,000円に、副議長につきましては784,000円に、常任委員長につきましては、742,000円に、副委員長につきましては728,000円に、議員につきましては714,000円にそれぞれ改定することといたしております。

この削減が実行されれば、私達大阪市会が本気で議会改革及び財政改革に取り組む決意を市民の皆様にお示しできる、よい機会になると考えます。

会派を超えて、議会改革の一環として議員各位の皆様のご賛同を何卒賜りますよう、お願い申し上げます。趣旨説明と致します。
ご清聴ありがとうございました。